



2021年3月19日
九州電力送配電株式会社

卸電力市場価格の急激な高騰を踏まえたインバランス料金と
再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の特別措置を行います
— 料金の分割支払等を追加設定 —

当社は、経済産業省から、この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給のひっ迫に起因する卸電力市場価格の高騰を踏まえ、小売電気事業者が接続供給に係るインバランス料金^{※1}と再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金^{※2}を均等に分割して支払いすること等が可能となる手続きを実施するよう要請を受け、分割支払いに応じた支払期日を設定する等の対応を行っております。(2021年2月12日 お知らせ済み)

この度、経済産業省から、1月分のインバランス料金の確報値が速報値と比べ大きく増加した状況を踏まえ、料金の分割支払い回数を増加するよう、追加の要請を受けたことから、本日、「託送供給等約款以外の供給条件」および「再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日、認可・承認されましたので、お知らせいたします。

前回の特別措置からの変更点は別紙のとおりです。

- ※1 小売電気事業者が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の需要計画と需要実績の差分を「インバランス」といいます。
需要と供給を一致させるために、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算額を「インバランス料金」といいます。
- ※2 一般送配電事業者が、FIT発電者との特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気について、卸電力取引市場を経由せずに相対で、小売電気事業者等に対して卸供給することを「再生可能エネルギー電気卸供給」といい、当該卸供給に係る精算額を「再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金」といいます。

以上